

三重県社会的養育推進計画について



三重県里親啓発
公認キャラクター
みえさとちゃん

計画の基本理念

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

計画の基本的方向

- 母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することで、すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域(市町)での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。
- 虐待が判明したときは、子どもの安全を最優先に一時保護を行うとともに、迅速、的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図ります。
- 親子分離が必要になったときは、子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図ったうえで、家庭的養護を基本とする多様な選択肢を用意するとともに、家族再統合の支援を行います。
- 施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実し、退所後、委託解除後の生活が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行います。
- 県民すべてが子どもの権利擁護や里親制度への理解を深め、支援を行えるよう一層の周知・啓発に努めます。
- ①から⑤を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行います。

計画期間と計画の進行管理

- 計画期間は10年間。
- 前期(令和2年度～令和6年度)後期(令和7年度～令和11年度)毎に数値目標を設定。
- 前期末及び各期の中間年を目安として、計画の進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には見直しを行う。
- 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議体制を強化するとともに、里親委託推進委員会などの場や、三重県児童養護施設協会や三重県里親会などの関係者と随時意見交換し、PDCAのサイクルに基づき進行管理を行う。

具体的取組

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 代替養育を必要とする子ども数は、現状値(平成30年12月1日現在)で590人、計画最終年度には600人を見込む。
- 現状:県内の18歳以下の人口は、平成21年から31年の10年間で約12%減少する一方で、要保護児童の数は約3%増加。要保護児童の18歳以下に占める割合は、10年間で約17%増加(各年度の伸び率の平均1.8%)。
- 今後の見込み:代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年の実績値
3歳未満:0.158%
3歳以上就学前:0.151%
学童期以降:0.226%
に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とする。

	H30	R2	R6	R11
18歳以下人口推移	291,387	281,575	263,666	243,653
3歳未満	39,939	38,576	36,122	33,380
3歳以上就学前	56,133	54,344	50,888	47,025
学童期以降	195,315	188,655	176,656	163,248
代替養育が必要な子ども数	590	590	595	600
3歳未満	63	63	64	64
3歳以上就学前	85	85	86	87
学童期以降	442	442	445	449

※学童期には、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームを含む

2 里親等への委託の推進に向けた取組

- 里親等委託率について、目標値を就学前児童については現状約34%を60%、就学後児童については現状22.5%を40%とする。
- 里親委託の一層の推進のため、県内に4～6か所のフォスタリング機関を整備。

3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- 年齢要件が原則15歳未満に引き上げられた特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発。
- フォスタリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けることができるよう、相談支援の体制づくりを推進。

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 小規模グループケア(オールユニット)化を一層推進。
- 全児童相談所管内に児童家庭支援センター、一時保護専用施設およびフォスタリング機関を整備。
- 施設定員の見直し(乳児院45人→30人、児童養護410人→316人)
- 施設の人材確保や職員の資質向上を支援。

5 当事者である子どもの権利擁護の取組

- 当事者である子どもからの意見聴取や子どもの権利を代弁する方を整備。
- 児童福祉に関わる全ての関係者にアドボカシーの考え方を浸透。

6 社会的養育自立支援の推進に向けた取組

- 施設、企業、NPOが連携協力し、施設退所前のリービングケアから退所後のアフターケアまで切れ目のない支援体制を整備。

7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- 児童虐待防止対策体制総合強化プランにより令和4年度までに全市町村に設置することとなっている子ども家庭総合支援拠点について、アドバイザーの派遣など、拠点の整備を支援。
- 研修会等により市町の児童相談対応の中核となる人材を育成。

8 一時保護改革に向けた取組

- 一時保護専用施設の整備(11施設・定員55人)や一時保護委託が可能な里親の確保等、受け皿を拡大。
- 第三者評価をふまえ、県の一時保護所の機能を強化。

9 児童相談所の強化等に向けた取組

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、職員の確保を着実に進め、資質の向上に取り組む。
- AI等先端技術の活用により、迅速、的確な児童相談対応や、事務のサポート体制の構築を推進。

指標

2 里親等委託率 (%)

現状値 (H30)	目標値 (R11)
3歳未満 36.5%	3歳未満 60.0%
3歳以上就学前 43.5%	3歳以上就学前 60.0%
学童期以降 24.7%	学童期以降 40.0%
全年齢 28.8%	全年齢 45.0%

3 養子縁組里親新規登録累計数 (組)

現状値 (H30)	目標値 (R11)
里親登録数 43組	里親登録数 92組

4 児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数

現状値 (H31.4.1)	目標値 (R11)
事業数 8事業	事業数 20事業

5 乳児院・児童養護施設・里親・ファミリーホームで子どもの権利擁護の研修を受けている職員等の割合 (%)

現状値 (R元.10.31)	目標値 (R11)
受講率 6%	受講率 90%以上

6 退所3年後の就労状況 (%)

現状値 (H30)	目標値 (R11)
就労率 60.7%	就労率 80%

7 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数

現状値 (H30)	目標値 (R11)
市町数 15市町	市町数 29市町

8 一時保護専用施設の整備数

現状値 (H30)	目標値 (R11)
施設数 3か所	施設数 8か所

9 児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数(件)

現状値 (H30)	目標値 (R11)
件数 49件	件数 40件